

綾瀬市民間保育所多言語翻訳機導入事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の民間保育所の外国籍児童の保護者とのやりとりに係る言語の通訳、翻訳等のための機器（以下「多言語翻訳機」という。）の導入に要する費用に対し補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき、市内に設置された民間保育所の設置者又は当該施設の長とする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、多言語翻訳機を新たに購入するための費用（多言語翻訳機を利用するための環境設定の費用、保証費用等を含む。）とする。

2 多言語翻訳機の利用に当たり生じる通信費等の維持費用については、補助対象経費としない。

(補助額の算出方法)

第4条 補助額は、補助対象経費の実支出額（その額が150,000円を超える場合は、150,000円）又は総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額のいずれか低い額に4分の3を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により算出した補助額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、綾瀬市民間保育所多言語翻訳機導入事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

- (1) 多言語翻訳機の見積書の写し
- (2) 購入予定の多言語翻訳機のカタログ等

(3) 対象経費の積算資料

(4) 綾瀬市民間保育所多言語翻訳機導入事業計画書（第2号様式）

(5) 綾瀬市民間保育所多言語翻訳機導入事業補助金申請額内訳書（第3号様式）

2 前項の規定による申請は、1施設につき1回とする。

（交付条件）

第6条 市長は、補助金の交付を決定する場合は、規則第6条の条件のほか、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 規則第15条の規定により市長の承認を受け、補助財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市長に返還すること。

(2) 取得した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。

（変更等の承認）

第7条 規則第6条第1号又は第2号の承認を受けようとするときは、綾瀬市民間保育所多言語翻訳機導入事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第4号様式）により、変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとする内容及び理由を記載し、関係書類を添えて市長に提出するものとする。

（決定の通知）

第8条 規則第7条の規定による通知は、綾瀬市民間保育所多言語翻訳機導入事業補助金（変更）交付決定通知書（第5号様式）によるものとする。

（申請の取下げ）

第9条 規則第8条第1項の市長の定める期日は、交付の決定があったことを知った日から起算して10日を経過した日とする。

（実績報告）

第10条 規則第12条第1項の規定による実績報告は、綾瀬市民間保育所多言語翻訳機導入事業補助金実績報告書（第6号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 多言語翻訳機の納品書及び領収書の写し

(2) 対象経費の資料

(3) 綾瀬市民間保育所多言語翻訳機導入事業実績書（第7号様式）

(4) 綾瀬市民間保育所多言語翻訳機導入事業精算額内訳書（第8号様式）

2 規則第12条第1項の市長の定める期日は、補助金を交付した年度の翌年度の4月5日とする。

(書類の整備)

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、保管するものとする。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年3月17日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき交付を決定した補助金に係る第10条及び第11条の規定の適用については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

第1号様式（第5条関係）

綾瀬市民間保育所多言語翻訳機導入事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 所在地

名 称

代表者氏名

㊞

年度綾瀬市民間保育所多言語翻訳機導入事業補助金の交付を受けたいので、次のおり関係書類を添えて申請します。

1 施設の名称

2 交付申請額 円

3 添付資料

(1) 多言語翻訳機の見積書の写し

(2) 購入予定の多言語翻訳機のカタログ等

(3) 対象経費の積算資料

(4) 綾瀬市民間保育所多言語翻訳機導入事業計画書（第2号様式）

(5) 綾瀬市民間保育所多言語翻訳機導入事業補助金申請額内訳書（第3号様式）

第2号様式（第5条関係）

綾瀬市民間保育所多言語翻訳機導入事業計画書

施設の名称	
機器の品名 及び型式	
購入に要する 費用	円 (うち、補助対象経費 円)
購入予定日	年 月 日
購入の目的	

第3号様式（第5条関係）

年度綾瀬市民間保育所多言語翻訳機導入事業補助金申請額内訳書

施設の名称 ①	総事業費 ② 円	寄付金その他の 収入予定額 ③ 円	差引額 ④ (②-③) 円	購入に要する 経費 ⑤ 円	補助基準額 ⑥ 円	補助基本額 ⑦ 円	補助対象経費 ⑧ 円
					150,000		

（記載上の注意）

- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑧欄には、⑦欄に4分の3を乗じて得た額（1円未満の端数切捨て）を記載すること。

第4号様式（第7条関係）

綾瀬市民間保育所多言語翻訳機導入事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者所在地

名称

代表者氏名

㊟

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度綾瀬市民間保育所多言語翻訳機導入事業補助金に係る事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

変更（中止・廃止）前	変更（中止・廃止）後

2 変更（中止・廃止）の理由

第5号様式（第8条関係）

綾瀬市民間保育所多言語翻訳機導入事業補助金（変更）交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで申請がありました 年度綾瀬市民間保育所多言語翻訳機導入事業補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条（第9条）の規定により、次のとおり決定しました。

- 1 補助金額 円
- 2 補助条件
 - (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
 - (4) 規則第15条の規定により市長の承認を受け、補助財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市長に返還すること。
 - (5) 取得した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。

第6号様式（第10条関係）

綾瀬市民間保育所多言語翻訳機導入事業補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）綾 瀬 市 長

補助事業者 所 在 地
名 称
代表者氏名

㊟

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度綾瀬市民間保育所多言語翻訳機導入事業補助金に係る事業の実績を次のとおり報告します。

補助金所要額	補助金交付決定額
円	円

添付書類

- (1) 購入備品等の納品書及び領収書の写し
- (2) 対象経費の資料
- (3) 綾瀬市民間保育所多言語翻訳機導入事業実績書（第7号様式）
- (4) 綾瀬市民間保育所多言語翻訳機導入事業精算額内訳書（第8号様式）

第7号様式（第10条関係）

綾瀬市民間保育所多言語翻訳機導入事業実績書

施設の名称	
機器の品名 及び型式	
購入費用	円 (うち、補助対象経費 円)
購入日	年 月 日

第8号様式（第10条関係）

年度綾瀬市民間保育所多言語翻訳機導入事業精算額内訳書

施設の名称 ①	総事業費 ②	寄付金その 他の収入額 ③	差引額 ④ (②-③)	対象経費の 実支出額 ⑤	補助基準額 ⑥	補助基本額 ⑦	要補助額 ⑧	既交付決定額 ⑨
	円	円	円	円	円	円	円	円
					150,000			

（記載上の注意）

- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑧欄には、⑦欄に4分の3を乗じて得た額（1円未満の端数切捨て）を記載すること。